

別紙

治山施設等の名称 「平成20年岩手・宮城内陸地震を後世に伝える
磐井川地区民有林直轄治山事業」

所在地 岩手県一関市巖美町字横森・岡山・板川

工事期間 昭和44年度～平成30年度（一部概成）

施設・工法の概要

地すべりの誘因となる地下水をトンネル暗渠と集水井等により排除し、地すべり斜面に杭を挿入して地すべりの滑動力に抵抗させる杭打工等を実施。さらに、地すべり地からの流出土砂の抑止・調節するための溪間工を実施している。

解説（要約）

カスリーン台風（S22.9）及びアイオン台風（S23.9）により一関地方は壊滅的な被害を受けたが、昭和44年に岩手県知事の要請に基づき林野庁直轄地すべり防止事業として地すべり防止事業に着手し、平成20年6月に発生した「岩手・宮城内陸地震」時には既施工区域内では大きな被害もなく、地すべり防止事業の効果が発揮された。

解説

岩手県一関地方における戦後の大きな自然災害として、カスリーン台風（昭和22年9月）とアイオン台風（昭和23年9月）があり、一関市は壊滅的な被害を受けた。被害が大きくなった原因の一つとして、台風に起因した地すべり、山崩れ等により激流がせき止められた水が一気に溢れだした洪水流だとされ、死者300名以上、住宅被害が全壊含め6,500戸以上にも上った。

この復旧のため、岩手県は昭和24年から民有林直轄治山事業を開始、溪間工を主体に工事を実施した。



昭和22年カスリーン台風による被害

昭和40年代に入ってから、地すべり活動が活発化してきたため、昭和43年に地すべり防止区域に指定され、翌昭和44年に岩手県知事の要請に基づき、林野庁所管直轄地すべり防止事業として東北森林管理局が実施し、現在に至っている。※各地区の指定状況は以下のとおり。

産女川地すべり防止区域 677.36ha 昭和43年4月17日 農林省告示第556号

ニゴリ沢地すべり防止区域 104.07ha 昭和45年3月31日 農林省告示第424号

井戸沢地すべり防止区域 439.91ha 昭和54年4月25日 農林省告示第617号

岡山地区地すべり防止区域 278.13ha 平成13年3月30日 農林省告示第494号

平成20年6月に発生した「岩手・宮城内陸地震」では最大震度6強を記録したが、既施工区域は殆ど被害がなく、地すべり防止事業の効果が発揮された。

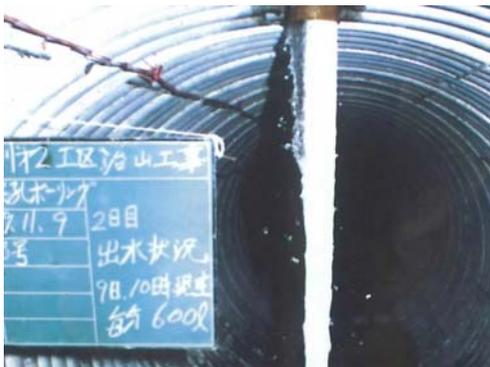
また、平成22年には先に述べた「岩手・宮城内陸地震」で大規模な地すべりで被害の大きかった箇所を地すべり防止区域としてニゴリ沢地区に追加指定し、現在も平成30年度既成に向け事業実施

中である。

(ニゴリ沢地区追加指定 平成22年2月15日 189.51ha 農林省告示第324号)

中でも特に被害の著しかった「市野々原地区」は地震により約20haもの地すべりが発生したが、復旧工事に当たり、大量に発生した倒木をリサイクル資源としてチップ化し植生基盤材として活用する等、単に復旧するだけにとどまらず、周辺環境にも配慮した工法を採用していることも大きな特徴の一つである。

最後に、ニゴリ沢区域トンネル暗渠工からは毎分1.5トン～2.0トンと一年を通じ安定した水量が得られ、一関市の上水道として現在も利用されている。かつて降雨時には白濁していた水が、本事業によってまさに「よみがえった水」として利用されるという副次的効果も生み出している。

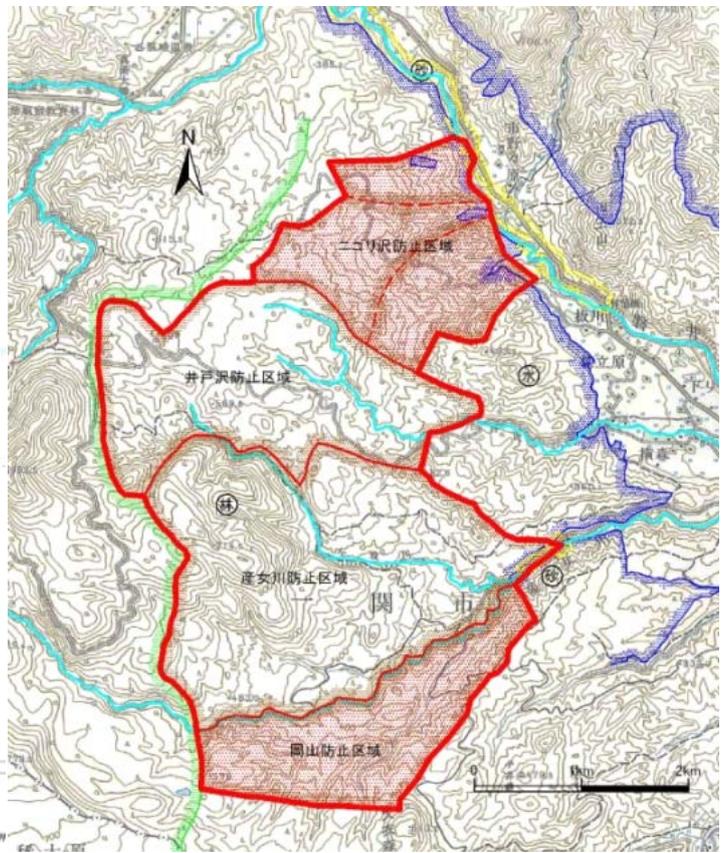


トンネル排水工の内部



磐井川（岡山地区）の全景と集水井の配置状況

磐井川（岡山地区）の全景と集水井の配置状況



磐井川施工地の位置と区域